

福島県授産事業振興会ホームページ運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県授産事業振興会(以下「振興会」という。)のホームページの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理・運営)

第2条 このホームページの管理・運営は、振興会事務局で行うものとする。

(掲載事項)

第3条 ホームページには、次に掲げる事項を掲載する。

- (1) 授産事業及び振興会が行う事業等の周知に関すること。
- (2) 振興会会員の施設紹介に関すること。
- (3) 振興会会員の授産製品及び共同受注、共同販売に関すること。
- (4) その他広報等に関するもの。

(掲載の手続き)

第4条 ホームページに掲載を希望する場合は、次に掲げる書面を提出しなければならない。

- (1) 施設概要等については、ホームページ掲載申込書(様式1)
- (2) 授産製品については、商品掲載申込書(様式2・様式2-1)

(掲載内容の変更等)

第5条 ホームページに掲載した内容(商品を除く。)を更新又は解除したい場合は、「ホームページ掲載内容変更依頼書」(様式3)を提出するものとする。

(ネット販売)

第6条 ホームページを利用して、インターネット販売(以下「ネット販売」という。)を行おうとする者は、振興会会員に限るものとする。

- 1 ネット販売を行う者(以下、「ネット会員」という。)は、第4条(2)に掲げる書面を提出しなければならない。
- 2 ネット販売による販売手数料は徴収しない。

(商品販売等の取扱い)

第7条 ネット販売を行う商品の取扱い等に関する要領は、別に定める。

(個人情報の保護等)

第8条 会員施設等から提示のあった情報等は個人情報保護法に基づき、適正な管理に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 福島県授産事業振興会ホームページ作成事業取扱要綱は廃止する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日一部改正し、同日から施行する。